

第7章

計画の実現に向けた取組や体制の強化

施策体系

第1節 / 行政経営

- 1 計画的な行政経営の推進
- 2 効率的な行政経営の推進
- 3 職員の資質向上

第3節 / 広域行政

- 1 広域行政の推進
- 2 広域連携の推進
- 3 住民相互交流の推進

第2節 / 財政運営

- 1 健全な財政運営の推進
- 2 効率的な財政運営の推進

成果指標

指 標	現状値	目標値
経常収支比率	100.6%	95%以下を目標とする
自主財源比率	51.4%	現状値よりも高い比率とすることを目標とする
財政力指数	0.682	現状値よりも高い指数とすることを目標とする
実質公債費比率	13.0%	13.0%

第1節

行政経営

ぎょうせいけいえい

重点取組

事務事業の効率化の推進

行政評価システムの適正な運用や行政手続きの簡素化等を推進し、事務事業の効率化を進めます。

時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築

緊急事態等に対応できる柔軟な組織体制への改革、簡素で効率的な組織・機構の確立を図り、まちづくり等に関連する事業活動を行う民間企業との連携強化に取り組みます。

人事評価制度の確立

職員の意欲を高める適正な人事評価制度を確立します。

現状と課題

現状

地方分権が進むなか、簡素で効率的な行政の実現を図るべく、事務事業の有効性、効率性、効果性を評価する事務事業評価システムの定着や指定管理者制度¹をはじめとする民間との連携を進めています。

また、IT化の推進により各施設へ情報端末を設置することで市民の利便性の向上を図るとともに、各職員へパソコンを配置し、総合的なネットワークシステムを構築しました。

行政サービスを直接担う職員の育成は重要なことであり、業務に必要な知識や情報を得る機会として、体系的かつ継続的に研修を実施するとともに、人事評価制度の定着に向けその試行に取り組んでおり、行政課題に対応した組織機構への改正と適材適所の人事配置に努めています。

取り組むべき課題

行政を取り巻く諸課題については、あらゆる方向から臨み一つひとつ着実に進めていく必要があり、各事業について点検をしていくことが重要です。その一つとして、事務事業評価の結果をさらに施策評価へとつなげていくシステムへ発展させていく必要があります。

また、総合的なネットワークシステムを活用し、各部局間及び職員間でより一層の行政情報の共有化を図り、事務の効率化・迅速化へと発展させていくことが必要です。

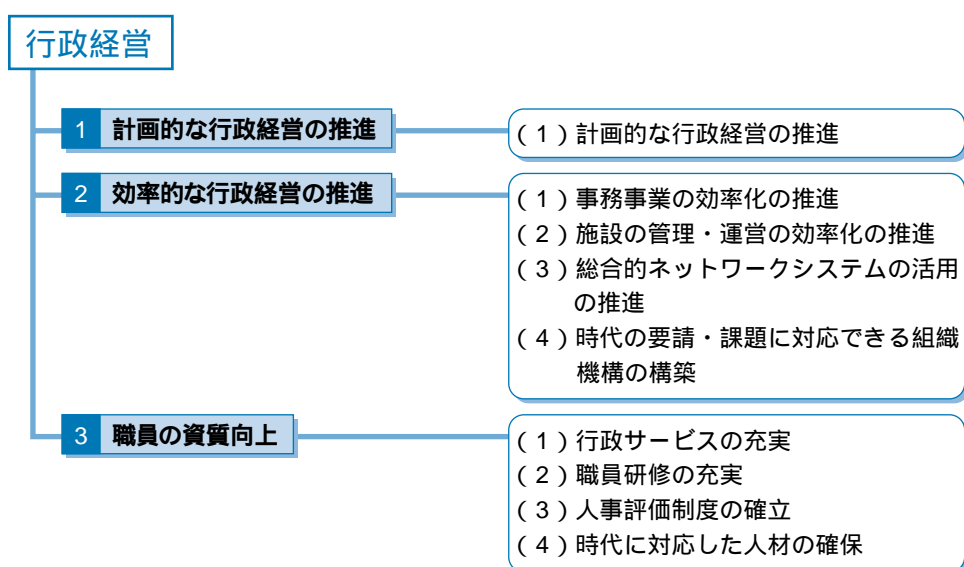
行政サービスの担い手である職員については、幅広い視野と諸課題に立ち向かう意欲・能力をもち、時代の要請に応える人材を採用・育成すること、そして、各職員の勤務実績等を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより能力や勤労意欲を高めていく必要があります。

基本方向

複雑・多様化する行政需要に対応するには、計画的・効率的な行政経営の重要度が以前にも増して高くなっており、これに応えるために事務事業評価を施策及び政策評価も含めた行政評価へと展開していきます。

また、職員一人ひとりが説明責任を認識し、市民サービスの提供に努めるように職員の資質向上に努め、勤務態度や能力、実績を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより職員の意欲を高める人事評価制度の確立に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 計画的な行政経営の推進

(1) 計画的な行政経営の推進

- 総合計画の実現に向けた取組の推進
- 実施計画による施策及び事業の進行管理
- 職員の政策形成・法制執務能力の向上
- 各部局における総合調整機能の充実

2. 効率的な行政経営の推進

(1) 事務事業の効率化の推進 **重点取組**

- 行政評価システムの推進
- 行政手続の簡素化の推進
- 外部監査の導入の検討
- 市政モニター制度の導入の検討

(2) 施設の管理・運営の効率化の推進

指定管理者制度等の民間活力導入の検討・推進
 既存施設の有効活用の検討・推進

(3) 総合的ネットワークシステムの活用の推進

市政情報共有化による効率的な行政の推進

(4) 時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築 **重点取組**

緊急事態等に対応できる柔軟な組織体制への研究・改革
 簡素で効率的な組織・機構の確立
 鉄道や住宅など、まちづくり²等に関連する事業活動を行う民間企業との連携強化

3. 職員の資質向上

(1) 行政サービスの充実

窓口サービスの充実
 説明責任の明確化

(2) 職員研修の充実

人材育成基本方針に基づく総合的かつ計画的な職員研修の充実
 職員の自主的な学習や能力開発の促進

(3) 人事評価制度の確立 **重点取組**

職員の意欲を高める適正な人事評価制度の確立

(4) 時代に対応した人材の確保

職員採用制度の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	市民アンケート等への協力 自治会等の団体として指定管理者制度への理解と参加
NPO	指定管理者制度への参加
事業者	入札等への適正な参加



窓口風景（市庁舎1階市民課）

2 まちづくり：2ページ参照。

第2節

財政運営

ざいせいうんえい

重点取組

持続可能な財政運営の推進

行財政改革に基づいた取組の強化や自主財源の確保、コストの削減等を図り、持続可能な財政運営を推進します。

中期財政計画に基づく財政運営

中期財政計画に基づき効率的な財政運用を行うとともに、予算枠配分や市民公募債についても検討を進めます。

税等の収納率の向上

関係機関との連携のもと税等の収納率の向上を図り、負担の適正化・公平化を推進します。

現状と課題

現状

少子高齢化の進展や三位一体の改革の推進など、自治体を取り巻く環境は変化しています。

歳入面では、長引いていた不況の影響により税収の減少は顕著となっていますが、ようやく景気の回復傾向が見られるようになり始めました。しかし、本市の市民税の大半は給与所得者が占めており、高齢化による離職や少子化による人口の伸びの鈍化等により今後の税収の大きな伸びは見込めない状況にあります。

歳出面では、扶助費の増加が著しく、あわせて職員の高齢化が人件費を押し上げ財政を圧迫しています。

そのため、2003（平成15）年度から2006（平成18）年度までの「第3次行財政改革実施計画³」とは別に、2003（平成15）年度の予算編成に向けた緊急的な取組として「八幡市緊急財政健全化計画」、そして、2005（平成17）年度に「平成18年度予算編成に向けた事務事業等削減計画」を策定し財政運営の弾力化に取り組んできました。また、税負担の公平・公正を図るうえから、課税客体捕捉に向け関係機関と連携するとともに、未収金については城南市町村税滞納整理組合⁴と連携した取組を行っています。

しかし、抜本的な改善には至らず、加えて国の三位一体の改革等による地方分権の推進から第4次行財政改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

取り組むべき課題

地方分権の進展に伴い、拡大する行政サービス需要に応えるためには、なお一層の健全な財政運営を行うことが必要です。

3 第3次行財政改革実施計画：「施設の管理運営のあり方」「健全な行財政の確立」「新たな財源確保の方策」「市民と協働による市政の推進」を4つの柱に、安定した財政基盤の確立を図るための実施計画。2003（平成15）年3月策定。

4 城南市町村税滞納整理組合：八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町の2市2町で組織され、市町村税の滞納繰越分の滞納整理に関する事務を共同で処理することを目的とする一部事務組合。

そのために、自主財源⁵確保の取組など安定的かつ自立した歳入構造をつくり、あわせて行政改革や行政評価等の取組により、徹底したコスト削減や目標別の財源配分を行い、将来にわたって持続可能な健全財政の基盤を構築する必要があります。

また、中期財政計画を設定し、PDCAサイクル⁶に基づく事務事業の見直しの実施や市民との協働⁷によるゼロ予算事業の展開にも取り組むことが重要です。

さらに、使用料、負担金等の適正化や税等の収納率の向上もあわせて重要です。

基本方向

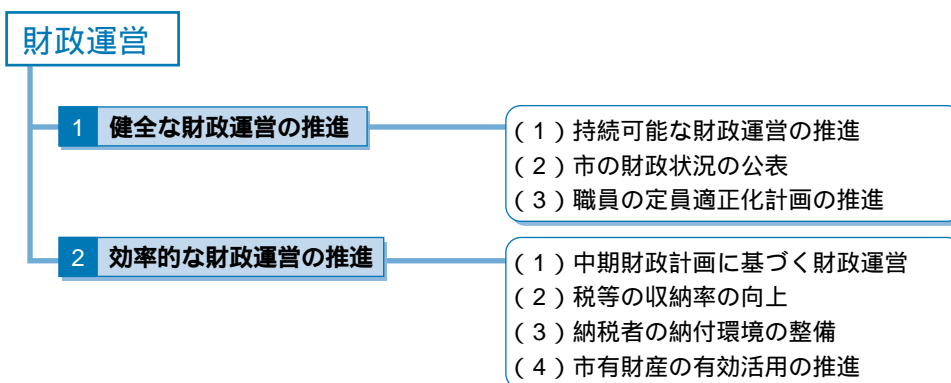
職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底的に無駄を省き、自主財源の確保に努めます。

職員の定員適正化計画の推進とともに、知恵を絞り市民との協働によるゼロ予算事業を展開します。

商工業の活性化と優良企業の誘致により法人市民税や固定資産税の増収を図り、均衡の取れた歳入構造とし、安定した財政基盤の確立をめざします。また、使用料や負担金等の適正化と税等の収納率の向上等により公平化を図ります。

税の徴収にあたっては、法務部門の強化等を行い、法的措置等を視野に入れた体制づくりと納税者の納付環境の整備に努めます。

施策体系



取組の内容

1. 健全な財政運営の推進

(1) 持続可能な財政運営の推進 **重点取組**

- 行財政改革に基づいた取組の強化
- 自主財源確保の推進
- コスト削減の拡充
- 目標別財源配分の検討・実施
- 中期財政計画の設定
- 使用料や負担金等の適正化

5 自主財源：10ページ参照。

6 PDCAサイクル：行政の取組を実行するにあたり、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み。

7 協働：2ページ参照。

(2) 市の財政状況の公表

市財政の現状の啓発

(3) 職員の定員適正化計画の推進

課題に応じた職員配置の推進

2. 効率的な財政運営の推進

(1) 中期財政計画に基づく財政運営 **重点取組**

予算枠配分の実施

効率的な財政運用の推進

市民公募債⁸の検討・活用

(2) 税等の収納率の向上 **重点取組**

負担の適正化・公平化の推進

城南市町村税滞納整理組合との連携による取組の推進

(3) 納税者の納付環境の整備

コンビニ収納等の推進

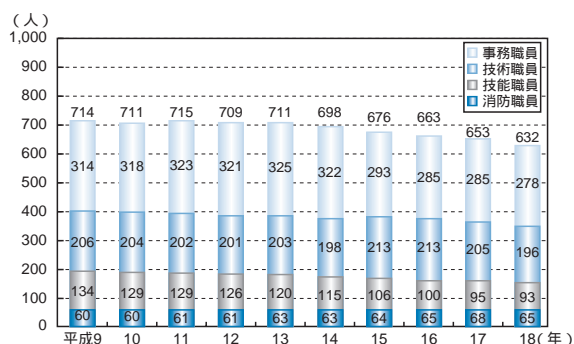
(4) 市有財産の有効活用の推進

市有財産の整理及び活用の検討・推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

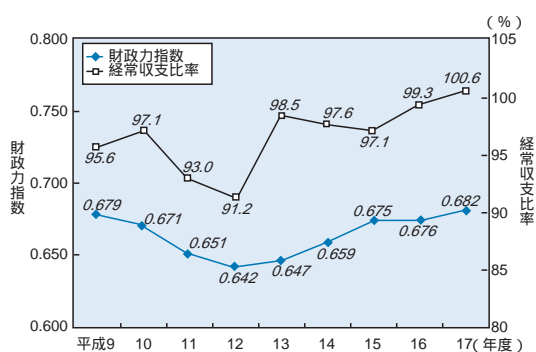
市民	適正な納税 公共施設の管理運営
NPO	公共施設の管理運営
事業者	適正な納税 市民雇用の促進

職員数の推移



(注)各年4月1日現在。
(資料)人事課

財政指標の推移(経常収支比率、財政力指数)



(注)財政力指数は3カ年平均。
(資料)財政課

8 市民公募債：公共施設の建設費等の資金を直接市民から募るため、市民に購入してもらう市債。

第3節

広域行政

こういきぎょうせい

重点取組

近隣市町との連携強化

生活圏の拡大に伴う広域的な課題解決に向けて、府内のみならず府域を越えた市町との連携を強化し、交流を活発化します。

地域住民間の相互理解の推進

近隣市町との広域連携事業を通じた地域住民間の交流、市民による地域間交流を推進し、相互理解を深めます。

現状と課題

現状

本市では、広域交通網の整備や情報化の進展による生活圏の拡大に伴い、行政の効率性・効果性の面から、周辺市町との広域的な連携等を図る取組を積極的に推進し、ごみ処理施設・処分地の維持管理、消防活動の連携のほか、災害に対応するための備蓄品の確保、広域的課題の調査研究の実施など具体的な取組を実施しています。

取り組むべき課題

市町村合併の進展や道州制の導入の検討など、現在、広域行政のあり方は大きく変化しようとしています。これらの動向を見据えながら、本市が自ら取り組むべき課題と広域的に解決すべき課題を適切に見極めて、広域的課題についてはこれまで以上に連携強化や機能分担を図ることにより、施策の効率性や効果性の向上をめざすことが必要です。

基本方向

地方分権が進むなか、これまで以上に自立が求められる一方、環境問題をはじめさまざまな分野で市町村域、府県域を越える広域的な取組を推進します。

京都南部都市広域行政圏をはじめ京都、大阪等の近隣市町、さらには府県、国との連携強化に努め、広域的な課題の解決に向けた事業の展開を推進します。

施策体系

広域行政

1 広域行政の推進

- (1) 広域行政組織の活動の推進
- (2) 市町村合併の調査検討

2 広域連携の推進

- (1) 近隣市町との連携強化
- (2) 先進都市との交流促進
- (3) 国、京都府等との連携

3 住民相互交流の推進

- (1) 地域住民間の相互理解の推進

取組の内容

1. 広域行政の推進

(1) 広域行政組織の活動の推進

「京都南部都市広域行政圏推進協議会⁹」による計画策定と圏域PRの実施

「乙訓・八幡広域連携事業推進協議会¹⁰」による調査研究事業の推進

「京都都市圏自治体ネットワーク会議¹¹」による広域的課題への対応

(2) 市町村合併の調査検討

中核市¹²規模をめざした合併の調査・検討

周辺市町の動向の把握

2. 広域連携の推進

(1) 近隣市町との連携強化 **重点取組**

「淀川舟運整備推進協議会¹³」、「京阪奈北近隣都市サミット¹⁴」など、府内のみならず府域を越えた市町との連携強化と交流の活発化

(2) 先進都市との交流促進

先進的な取組を進めている都市や共通する特性を有する都市との交流の促進

(3) 国、京都府等との連携

歴史街道推進に向けた、関係団体との連携の強化

広域的な課題解決に向けた連携体制の強化

3. 住民相互交流の推進

(1) 地域住民間の相互理解の推進 **重点取組**

ウォークラリー等の広域連携事業による地域住民の交流の推進

市民による地域間交流の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	広域連携事業への理解と参加 地域間交流の活性化
NPO	広域連携事業への理解と事業運営への参画
事業者	広域連携事業への理解

9 京都南部都市広域行政圏推進協議会：14ページ参照。

10 乙訓・八幡広域連携事業推進協議会：乙訓・八幡地域が有する地域資源（自然、歴史、教育、文化、産業資源等）を有機的、複層的に連携させることによる新しい魅力の創造等を通じて、地域が魅力に満ちたエリアとなるよう連携して整備を図ることを目的とする。

11 京都都市圏自治体ネットワーク会議：生活圏として一定のまとまりをもつ京都都市圏の発展を図るため、既存の行政区域の枠を越え広域的課題に取り組むことを目的とし、京都・滋賀・大阪の計30自治体で構成。

12 中核市：14ページ参照。

13 淀川舟運整備推進協議会：大阪府大阪市・高槻市・守口市・枚方市・寝屋川市・摂津市・島本町、京都府京都市・宇治市・八幡市で構成されており、淀川舟運の活性化を通じ地域の発展に寄与することを目的とする。

14 京阪奈北近隣都市サミット：京都府八幡市・京田辺市、大阪府枚方市・寝屋川市・交野市、奈良県生駒市の6市で構成し、さまざまな分野で府県を越えた広域連携を図っている。